

国民年金

だより

国民年金保険料の

納付が困難なときは
ご相談ください。

申請免除制度

額以下の場合に、申請により保険料が免除される制度です。この申請免除制度には、保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料が免除となる「一部納付（一部免

部納付（一部免除）制度
一部納付制度は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる制度ですが、一

平成17年7月から実施

一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予される制度となっています。

また、老齢基礎年金の金

全額免除や納付猶予の承認を受けた期間は、未納期間とは違い年金の受給資格期間に算入されます。「二部納付(免除)」は、一部の保険料を納付しないと未納になります。」

若年者納付猶予制度

若年層の雇用状況が厳しい

年6月までです。

年金額

市町村役場・国民年金担当窓口で受け付けています。学生の方には「学生納付特例制度」がありますので、ご相談ください。

通常より混雑も少ないので、お気軽にご利用ください。
問い合わせください。

高知西社会保険事務所

7月8日(土)は、県内4つの社会保険事務所で、9時30分から16時まで年金相談を行っています。

第2月曜日は、県内4つの社会保険事務所で、受付時間を19時まで延長して年金相談を行っています。

額を計算するときには、左図のとおり減額または反映されないことになつていま
すのでご注意ください。

休日・時間外 年金相談の お知らせ(7月)

保険料納付	全額			
未納	年金額には反映されません。 受給資格にも算入されません。	若年者納付猶予	全額免除	未納
4分の1納付	6分の5			
2分の1納付	3分の2			
4分の1納付	2分の1	3分の1	3分の2	2分の1
全額免除	年金額には反映されません。 受給資格にも算入されません。	若年者納付猶予	未納	未納

		保険料納付	全額
未納	若年者納付猶予	年金額には反映されません。	2分の1 3分の1 3分の2 6分の5
	全額免除	4分の1納付	2分の1納付

年金受給資格期間に算入されます。